

債権譲渡担保の展開と民法（債権関係） 改正後の課題

鳥谷部 茂

I はじめに

債権の譲渡担保は、債権の回収を確保するために債権譲渡を利用する担保方法である⁽¹⁾。しかし、債権譲渡担保は、債権譲渡そのものではないため、債権譲渡を論じて必ずしも債権譲渡担保を明らかにしたことにはならない。

そこで、本稿では、第 1 に、債権譲渡担保がどのような沿革のもとに利用され、どのように発展してきたのかを整理する。

第 2 に、そのような債権譲渡担保が他の担保方法と競合した場合について、その優先関係はどのように決定されているのかについて整理する。債権を対象（目的）とする担保方法としては、典型担保として債権質があり、非典型担保として、債権譲渡担保、代理受領、相殺特約などがある⁽²⁾。しかし、これまでの議論は、その担保としての内容よりも、担保的構成のもとで結論が与えられてきたために、担保方法相互間での優劣の基準が明確ではないように思われるからである。

第 3 に、民法（債権関係）が改正され、2020 年 4 月から施行された。債権

(1) 鈴木祿弥「各種の権利の譲渡担保」『譲渡担保（経営法学全集 9）』250 頁（ダイヤモンド社、1969 年）、鈴木祿弥他「銀行取引と譲渡担保〈第 16 回～20 回〉」金融法務 787 号 23 頁～791 号 34 頁（1976 年）参照。

(2) 高木多喜男「非典型担保（2）」法学教室 119 号 64 頁（1990 年）参照。

譲渡に関する改正としては、譲渡制限と第三者への対抗・供託・差押え（改正法 466 条、466 条の 2、466 条の 3、466 条の 4）、預貯金債権の譲渡制限（同 466 条の 5）、将来債権の譲渡性（同 466 条の 6）、債務者の抗弁（同 468 条）、債権譲渡と相殺権（同 469 条）などであり、これらの改正内容を概観する。

最後に、これらの債権譲渡が債権譲渡担保として用いられる場合について、改正法の意義と課題について若干の検討を行う。

※ 本稿では債権譲渡担保を検討対象とするもので、その関係当事者を譲渡人（債務者）、譲受人（債権者）、譲渡目的債権の債務者を第三債務者と呼ぶこととする。

II 債権譲渡担保の沿革及び展開

1 債権譲渡担保の沿革

わが国の債権譲渡担保は、実務において以下の 2 つの理由から利用されたといわれている。第 1 は、物的担保の不足を補完するためであり、第 2 は、融資された資金の流通過程を債権者が直接に把握し、それによって債権の安全を図ることに利用しようとする場合である⁽³⁾。

わが国の債権の譲渡担保は、古くは債権法の教科書等で「特殊な目的の債権譲渡」として論じられることがあった。特殊な債権譲渡を信託的譲渡と位置づけて、取立てのためにする債権譲渡と担保のためにする債権譲渡に分け、後者は債権の譲渡担保であたるとしてきた⁽⁴⁾。

(3) 鈴木正和『譲渡担保の実務』107 頁（銀行研究社、1962 年）、鈴木祿弥・前掲書 250 頁参照。

(4) 磯谷幸次郎『債権総論大要』340 頁（清水書店、1928 年）、我妻栄『新訂債権総論』550 頁（1980 年）、柚木馨＝高木多喜男『判例債権法総論〔補訂版〕』（有斐閣、1971 年）329 頁、鳥谷部「権利の譲渡担保」私法 45 号 207 頁（1983 年）、近江幸治『民法講義Ⅲ担保物権〔第 2 版補訂〕』339 頁（成文堂、2007 年）など参照、

現在では、債権譲渡担保は、担保物権法において、譲渡担保の一類型として位置づけられている⁽⁵⁾。

その効力としては、債権譲渡の通知・承諾により対抗要件を備えていることから、債権者に取立権が発生し、優先弁済権としての弁済充当権が付与されるとする。また、担保である以上、被担保債権額を超えるときは債権者に清算義務が発生し、債務者への返済義務が発生する⁽⁶⁾。学説には、目的債権の弁済期前か弁済期後に分け、弁済期前は特約により上記の権利が発生し、弁済期後は完全な債権者として担保の範囲内で権利を行使することができるとするものが有力である⁽⁷⁾。

債権譲渡担保において、Bに移転したという対抗要件としての通知があった場合、第三債務者は、自己の債権者はBであると信じるので、Bにのみ弁済することになる。債権譲渡の登記制度が設けられ、弁済期が記載されるのであれば弁済期の前後で区分することも考えられるが、第三債務者や第三者に不明確な弁済期を基準とすることは混乱を招くし、第三者対抗要件の原理にも反すると考える。問題は当事者の有する権利を明確にし、債務者のその担保としての権利（清算請求権、回収する権利、場合によっては受戻権など）を当事者及び第三者に対して可能な限り保護すべきであり、当事者の合意や対抗要件と異なる効力を付与すべきではない。

以上のような、債権譲渡担保は、実際上は、将来債権や集合債権の譲渡担保として利用されることになる。

2 債権譲渡担保の展開

前述のように、わが国の債権譲渡担保は、企業の取引実務において、将来債権や集合債権の譲渡担保として活発に利用されている⁽⁸⁾。そこでは、基本

(5) 近江・前掲書 338 頁以下、道垣内弘人『担保物権法 [第 4 版]』（有斐閣、2017 年）349 頁以下参照。

(6) 近江・前掲書 340 頁など参照。

(7) 道垣内・前掲書 353 頁参照。

的には、前述の債権譲渡担保と同様の効力を有するが、将来債権・集合債権の特質から、未発生でも対抗要件を具備できるのか、目的債権の範囲はどのように特定されなければならないかなどの問題が生じる。この点については学説において多くの議論があったが、下記【1】【2】の判例に見られるように、診療報酬債権の譲渡担保に対する効力を広く肯定する方向へと発展した。【3】判例は、目的債権は売掛代金債権であり、既発生債権と将来債権を一括して譲渡した場合の有効性・対抗力を認めた。

以下に、裁判例に登場する典型的な事例を紹介する。

【1】【2】とも譲渡目的債権は、いずれも社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬債権であり、この債権が【1】では貸金業者により、【2】では国税庁によって差押えられたものである。目的債権について注意すべきは、直接自己負担分を支払う患者自体は不特定であるが、保険で国から医師に支払われる診療報酬債権の債務者、すなわち第三債務者は法律で特定している同基金であるということである。したがって、これらの判例は、第三債務者不特定の事案でない。

【事例1】 A病院は、Bメディカル社から1500万円の融資を受けるため、患者C1～C100らを診察した報酬のうち社会保険診療報酬支払基金Dに対する3年間の診療報酬債権（甲集合債権）について、この債権担保のためにB社と債権譲渡担保契約を締結し、確定日付による譲渡通知をDに対して送付し、翌日同通知が到達した。

【1】 最判昭和53・12・15判例時報916号25頁（診療債権譲渡と差押え）⁽⁹⁾

（判旨）「現行医療保険制度のもとでは、診療担当者である医師の基金や連合

(8) 鈴木祿弥他「銀行取引と譲渡担保<第29回～30回>」金融法務803号23頁～804号30頁（1976年）、近江幸治・前掲書342頁、道垣内・前掲書355頁など参照。

会等の支払担当機関に対する診療報酬債権は、毎月一定期日に 1 ヶ月分づつ一括してその支払いがなされるものであり、その月々の支払額は、医師が通常の診療業務を継続している限り、一定額以上の安定したものであることが確実に期待されるものである。したがって、右債権は、将来生じるものであっても、それほど遠い将来のものでなければ、特段の事情のない限り、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうるものであるから、始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって、これを有効に譲渡することができる。」

【2】 最判平成 11・1・29 民集 53 卷 1 号 151 頁（診療報酬債権譲渡と国税債権の差押え）⁽¹⁰⁾

（判旨）破棄自判「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡担保契約の締結時にあっては、——右債権発生の可能性が低かったことは、右契約の効力を当然に左右するものではないと解するのが相当である。もっとも、——将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲受人の営業活動等に対して相当とする範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものと見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがある。」

【3】 最判平成 19・2・15 民集 61 卷 1 号 243 頁（既発生債権・将来債権を含む商品売掛代金債権等の一括譲渡と国税債権の差押え）⁽¹¹⁾

(9) 松本恒雄・広島法学 4 卷 2 号 113 頁 (1980 年)、伊藤進・判例評論 247 号 21 頁 (1979 年)、椿寿夫・判例タイムズ 411 号 559 頁、高木多喜男・担保法の判例Ⅱ 78 頁 (1994 年)、水沢孝「将来の診療報酬債権の担保徴求ならびに管理上の問題 (上・下)」手形研究 286 号 42 頁、287 号 42 頁などがある。

(10) 潮見佳男・民法判例百選Ⅱ〔第 5 版〕66 頁、池田真朗「将来債権譲渡の効力 (1) (2 完)」NBL665 号 6 頁、666 号 27 頁 (1999 年)、吉田和彦・NBL687 号 62 頁、角紀代恵・ジュリスト平成 11 年度重要判例解説 82 頁、三林宏・私法判例リマークス 20 号 42 頁など参照。

（判旨）「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、譲渡の目的とされる債権が特定されている限り、その債権が将来発生したときには、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるものである。そして、前記の場合において、譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の對抗要件（民法467条2項）の方法により第三者に対する對抗要件を具備することができるのである。

以上のような将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位にかんがみれば、国税徴収法二四条六項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する對抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当すると解するのが相当である。

前記事実関係によれば、本件契約においては、約定の担保権実行の事由が生じたことに基づき、BがAに対して担保権実行の通知をするまでは、Aがその計算においてDから本件目的債権につき弁済を受けることができるものとされていたというのであるが、これをもって、本件契約による債権譲渡の効果の発生を留保する付款であると解することはできない。」

(11) 特集「決着！将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL854号10頁以下、潮見佳男・NBL856号11頁、森田宏樹・金融商事1269号1頁、池田真朗・銀行法務21・673号1頁、同・金融判例研究17号（金融法務1812号）30頁、田高寛貴・銀行法務21・42頁、増田稔・ジュリスト1340号102頁、鳥谷部・私法判例リマックス36号18頁等参照。

(整理)

以上のように、Aの有する債権をめぐって、Bへの債権譲渡担保と、他の債権者Eの差押えが競合した場合、【1】判例では、第三債務者D（社会保険診療報酬支払基金）が特定している事案に対して、将来生じるものであっても、それほど遠い将来のものでなければ、特段の事情のない限り、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうるものであるから、始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって、これを有効に譲渡することができる、とした。約1年分の将来債権の譲渡とその対抗力が積極的に肯定された。【2】判例では、第三債務者（社会保険診療報酬支払基金）が特定している8年3か月分の集合債権について、債権の発生可能性は譲渡の効力を左右するものではなく、他の債権者に不当な利益を与える特段の事情のない限り債権譲渡の対抗力が認められるとした⁽¹²⁾。

【3】判例は、既発生債権・将来債権を含む商品売掛代金債権等について、さらに債権譲渡及び債権譲渡担保の可能性を拡張した。すなわち、第1に、Bが債権譲渡の対抗要件を得たうえで、譲渡人であるAに対して取立委任をする場合でも、その債権譲渡の対抗要件の有効性を肯定した。第2に、債権譲渡担保において、AD間における将来債権・集合債権の債権譲渡担保について、Eによる国税の法定納期限前にBへの債権譲渡の対抗要件が具備されている場合には、将来債権の発生が国税の法定納期限後であっても将来債権の譲渡の対抗力を肯定した。第1の譲渡後の取立委任については、譲渡した後、譲渡人を受任者として取立に利用するという複雑な仕組みを用いている⁽¹³⁾が、第三債務者の保護をも考慮すべきであろう⁽¹⁴⁾。この点で民法467条の個別通知と個別通知のない債権譲渡対抗要件特例法（1998年）の効力は異

(12) 柚木馨＝高木多喜男編『新版注釈民法（9）物権（4）』（有斐閣、2015年）726頁（占部洋之執筆）参照。

(13) 近江・前掲書343頁以下は、通常通知型、通知留保型、取立権限付与型に区分して整理している。

なりうる。第2の点について、全くの未発生債権の譲渡担保、債権が発生する原因となる契約も成立していない将来債権の譲渡担保については、判例の態度は不明であるということになる。また、【1】【2】【3】のいずれも第三債務者が特定している場合⁽¹⁵⁾であり、第三債務者不特定の場合に民法上の対抗要件を備えることが肯定されたわけではない⁽¹⁶⁾。

Ⅲ 他の担保方法との複雑な競合関係

債権の担保方法が甲債権をめぐる競合する場合がある。例えば、賃料債権をめぐる債権譲渡担保と抵当権の物上代位、債権譲渡担保と相殺、代理受領と債権譲渡担保などである。

【事例2】 Aは、甲マンションを建築する際にBから3億円の融資を受け、毎月200万円づつ返済するとの契約の下で、甲マンションに抵当権を設定しその旨の登記を経由した。甲マンションには、月額賃料10万円でC1～C50と各室の賃貸借契約が成立した。1年後、Aは、Dに対する債務弁済のため賃料債権を5年分Dに譲渡し、確定日付による対抗要件を具備

(14) 資産の流動化・証券化における倒産隔離のために譲渡後の取立委任が必要であるとしても、複雑な仕組みに関与していない第三債務者のためには、善意であれば保護されるような配慮がされるべきであろう。この点については、ドイツ民法408条、409条を参照。

(15) 患者自体は譲渡時には不特定であっても、譲渡の時点から譲渡の対象となっているのは、患者の自己負担分（3割分）ではなく、基金が譲渡人に負担する支払報酬債権（7割分）であり、その第三債務者が法律で定められた社会保険診療報酬支払基金（法人）である。

(16) わが国の民法は、担保当事者間で発生し対抗できる権利関係が、対抗要件を備えることによって第三者に対しても対抗できるとされてきた。当事者で対抗できない権利関係を登記だけで第三者に対抗できるとすることは民法の制度設計と合致しないのではなかろうか。

した。その後Aは自己の事業の経営状態が悪化し、Bへの支払いを怠るようになった。Bは、抵当権に基づく物上代位によりC1～C50に対する賃料債権を差し押さえた。Dは、Bの差押前に債権譲渡の対抗要件を備えた賃料債権に対しては物上代位を行使できないと主張した。

1 賃料の債権譲渡と物上代位の差押えとの競合

【4】 最判平成10・1・30民集52巻1号1頁⁽¹⁷⁾

(判旨)「民法372条において準用する304条1項ただし書が抵当権者が物上代位権を行使するには払渡し又は引渡しの前に差押えをすることを要するとした趣旨目的は、主として、抵当権の効力が物上代位の目的となる債権にも及ぶことから、右債権の債務者(以下「第三債務者」という。)は、右債権の債権者である抵当不動産の所有者(以下「抵当権設定者」という。)に弁済をしても弁済による目的債権の消滅の効果を抵当権者に対抗できないという不安定な地位に置かれる可能性があるため、差押えを物上代位権行使の要件とし、第三債務者は、差押命令の送達を受ける前には抵当権設定者に弁済をすれば足り、右弁済による目的債権消滅の効果を抵当権者にも対抗することができることにして、二重弁済を強いられる危険から第三債務者を保護するという点にあると解される。

右のような民法304条1項の趣旨目的に照らすと、同項の「払渡しハ引渡し」には債権譲渡は含まれず、抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができるものと解するのが相当である。

(17) 野山宏・法曹時報50巻6号1709頁、清原泰治・判例評論(判例時報1643号)22頁、加藤新太郎・NBL658号73頁、古積健三郎・私法判例リマックス19号26頁、松岡久和・民商法雑誌120巻第6号1004頁、高橋智也・東京都立大学法学会雑誌40巻1号661頁、高橋眞・ジュリスト1157号68頁、道垣内弘人・民法の基本判例〔第2版〕84頁など参照。

けだし、(一) 民法 304 条 1 項の「払渡又ハ引渡」という言葉は当然には債権譲渡を含むものとは解されないし、物上代位の目的債権が譲渡されたことから必然的に抵当権の効力が右目的債権に及ばなくなるものと解すべき理由もないところ、(二) 物上代位の目的債権が譲渡された後に抵当権者が物上代位権に基づき目的債権の差押えをした場合において、第三債務者は、差押命令の送達を受ける前に債権譲受人に弁済した債権についてはその消滅を抵当権者に対抗することができ、弁済をしていない債権についてはこれを供託すれば免責されるのであるから、抵当権者に目的債権の譲渡後における物上代位権の行使を認めても第三債務者の利益が害されることはならず、(三) 抵当権の効力が物上代位の目的債権についても及ぶことは抵当権設定登記により公示されているとみることができ、(四) 対抗要件を備えた債権譲渡が物上代位に優先するものと解するならば、抵当権設定者は、抵当権者からの差押えの前に債権譲渡をすることによって容易に物上代位権の行使を免れることができるが、このことは抵当権者の利益を不当に害するものというべきだからである。

そして、以上の理は、物上代位による差押えの時点において債権譲渡に係る目的債権の弁済期が到来しているかどうかにかかわらず、当てはまるものというべきである。」⁽¹⁸⁾

2 債権譲渡担保と相殺

債権譲渡担保と競合する問題として、法定相殺の対象となっている目的債権について担保のために債権譲渡が行なわれた債権を対象として法定相殺が主張された事例がある。相殺も債権の回収を確保するために行使されるという点で、債権譲渡担保と相殺の競合ということがいえる。

(18) 鳥谷部「賃料をめぐる抵当権の効力」広島大学法科大学院論集 1 号（2005 年）『金融担保の法理』159 頁（2016 年）所収。

債権譲渡担保が行なわれ確定日付による債権通知が行なわれた後に、第三債務者が債権者に対して有する反対債権によって相殺の意思表示を行なった場合、反対債権が譲渡通知の前から有する債権か、譲渡通知後に取得した反対債権かによって相殺の効力が影響を受けるのかどうかである。どちらも担保として機能しうるが、どちらの担保としての効力が勝るのであろうか。従来の見解によると、債権譲渡担保と相殺の場合も、単純に債権譲渡と相殺の判例（最判昭和 50・12・8 民集 29 卷 11 号 1864 頁）によって、譲渡通知が到達する前に反対債権が成立したときは、相殺が優先する。

3 代理受領と債権譲渡担保

代理受領と債権譲渡担保について、正面から優劣を明確にした裁判例は見当たらない。しかし、代理受領契約をしていた債権者が当該債権を譲り受けた場合に、債権者取消権が肯定された裁判例（大阪高判昭和 48・11・22 判例時報 743 号 60 頁、最判昭和 50・7・19 判例タイムズ 327 号 181 頁、最判昭和 51・7・19 金融法務 801 号 33 頁）や否認が肯定された裁判例（最判昭和 47・6・22 金融法務 655 号 26 頁）がある。これは競合ではなく、より弱い担保方法からより強い担保方法に切り替えることにより他の債権者に不利益を与えるということである。代理受領の承認をしても当該債権が譲渡され確定日付により対抗要件を備えた場合には、当然に債権譲渡担保が優先するということが民法の一般原則から導かれる。しかし、これは担保としての優劣を比較しているわけではない。

(整理)

判例【4】は、賃料への物上代位について慎重論も有力であった中で、物上代位を肯定したことは、明文上も実務上も意義が大きいと考える。ただし、対抗関係に立つ第三者である譲渡担保債権者との関係では疑問がある。本件判旨の 4 つの理由にはいずれも実質がない。執行妨害の意図が推認されるとした控訴審判決が妥当であり、詐害的行為に該当する債権譲渡（担保）のみ

を制限するものでなければ、これまでの判例及び実務の動向と矛盾する。

債権譲渡担保と相殺については、相殺はもともと立法者意思によれば簡易決済と公平保持が根拠となっていた。担保としての機能を与えるのであれば、担保としての内容が明確にされ比較されなければならない。担保のための譲渡契約がなされ、そのための対抗要件を具備している債権譲渡担保との優劣にあたっては、私見によれば債権譲渡担保契約の方が担保の内容は充実しているので、法定相殺のみならず相殺特約の効力も制限的にならざるを得ないと考える⁽¹⁹⁾。代理受領と債権譲渡担保については、担保としての契約はいずれも充実しているが、担保のために債権者が取得する権利とその対抗要件の差異により、債権譲渡担保の方が優先するのはやむを得ないと考える。

いずれにしても、これらの問題を解決するためには、それぞれの民法に担保として規定されていない制度を担保のために利用した場合、何を基準にその優劣を決めるのか、その基準を明確にしていく必要がある。

IV 民法（債権関係）改正法の意義と課題

1 債権譲渡に関する改正法の間緯・概要・意義

民法（債権関係）改正法は、「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）として 2017 年 5 月 26 日成立し、同 6 月 2 日公布された。この法律は、2020 年 4 月 1 日に施行された。

今回の民法（債権関係）大改正は、1998 年 10 月 6 日の日本私法学会シンポジウム⁽²⁰⁾ から始まり、2009 年 4 月の民法（債権法）改正検討委員会による

(19) 鳥谷部「集合債権の譲渡担保と代理受領・振込指定（1）（2 完）」法律時報 56 卷 12 号、57 卷 1 号（1984 年）『非典型担保の法理』177 頁（2009 年）所収、同「民法（債権関係）改正における法定相殺の意義と課題」近江古稀記念『社会の発展と民法学 [下巻]』267 頁（成文堂、2019 年）参照。

(20) 能見善久他『債権法改正の課題と方向』別冊 NBL51 号（1998 年）参照。

『債権法改正の基本方針』が公表された。これに対して、パブリックコメント（法学会、法曹界、産業界の意見）などを踏まえて、2013 年 5 月『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』、『民法（債権関係）の改正に関する中間的試案の補足説明』が公表された。この中間試案に関する議論を経て、冒頭の民法（債権関係）改正法が成立した⁽²¹⁾。

以下では、債権譲渡に関する改正事項を概観し、改正の意義と課題を指摘する⁽²²⁾。

(1) 譲渡制限と第三者への対抗・供託・差押え（改正法 466 条、466 条の 2、466 条の 3、466 条の 4）⁽²³⁾

A. 改正法 466 条（債権の譲渡性）

第 1 項で、債権譲渡の自由を定め、債権の性質による譲渡制限を規定する。

(21) 改正の経緯については、民法債権法改正検討委員会『債権法改正の基本方針』（商事法務、2009 年）（以下、『基本方針』と略す）、商事法務『民法（債権関係）部会資料集第 1 集（第 1 巻）議事録と部会資料』（商事法務、2011 年～）、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』（商事法務、2011 年）、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）』（商事法務、2013 年）（以下、『中間試案・概要付き』と略す）など参照。

(22) 改正関係の文献については、以下のように引用を省略する。潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017 年）（以下、『潮見』と略す）、筒井健夫＝村松秀樹『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）（以下、『一問一答』と略す）、潮見＝北居＝高須＝赫＝中込＝松岡『Before/After 民法改正』（弘文堂、2017 年）（以下、『Before/After』と略す）、大村敦志＝道垣内弘人編『解説民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017 年）（以下、『ポイント』と略す）、中田裕康＝大村敦志＝道垣内弘人＝沖野眞己『講義債権法改正』（商事法務、2017 年）（以下、『講義債権法』と略す）、占部洋之『将来債権の譲渡とその効力の限界』安永＝鎌田＝能見編『債権法改正と民法学Ⅱ債権総論・契約（1）』（商事法務、2018 年）、鎌田薫ほか『重要論点実務民法（債権関係）改正』105 頁（商事法務、2019 年）（以下、『鎌田ほか・重要論点』と略す）等参照。

(23) 『基本方針』220 頁～222 頁、『中間試案・概要付き』86 頁～94 頁、『Before/After』252 頁～277 頁、『講義債権法』206 頁～234 頁、『ポイント』274 頁～299 頁、『鎌田ほか・重要論点』63 頁～114 頁等参照。

同第2項で、当事者による制限譲渡があっても、債権譲渡の効力は妨げられない旨を規定する。

同第3項は、債務者は、当事者の譲渡制限について悪意又は無重過失の第三者に対して履行を拒絶でき、譲渡人に対する弁済等の消滅原因を対抗できることを規定する。

同第4項では、第3項の第三者が債務者に対して相当の期間を定めて催告を行いその期間内に履行がないときは第3項を適用しない旨（第三者に対抗できなくなる）を規定する。

意義⁽²⁴⁾：改正法466条（債権の譲渡性）の2項、3項、4項、5項については、これまで明文規定がないところ、又は規定があっても不明確なところを、従来判例・実務に沿って譲渡制限特約の効力について見直しを行い、明文化したところに意義がある。

B. 改正法466条の2（譲渡制限が付された場合の債務者の供託権）

譲渡制限が付されている場合に、債務者が供託でき、遅滞なくその旨を譲渡人及び譲受人に通知しなければならないとした。また、譲受人のみが還付請求できる旨を規定した。

意義⁽²⁵⁾：改正法466条の2では、あらたな供託原因を創設して、債務者が弁済すべき相手方を誤るリスクを回避しようとするものである。

C. 改正法466条の3（債権者の供託請求権）

譲渡人に破産開始決定があったときに、譲受人が債務者に供託請求権を有することを規定した。

意義⁽²⁶⁾：破産手続きが開始した場合におけるリスクを除去する趣旨であるとされている。

D. 改正法466条の4（譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え）

(24) 『潮見』148頁、『一問一答』159頁、161頁参照。

(25) 『潮見』150頁、『一問一答』159頁、166頁参照。

(26) 『潮見』152頁、『一問一答』159頁、168頁参照。

譲渡制限が付された債権が差し押さえられた場合、譲渡制限について譲受人その他の第三者が悪意又は重過失のときは履行を拒絶でき、譲渡人に対する弁済等の消滅原因を対抗できる、との規定を適用しないとした。また、悪意又は重過失の譲受人が強制執行をしたときはそれらの差押債権者に対抗できるとした。

意義⁽²⁷⁾：従来の判例法理を明文化し、裁判所の手続きに基づく差押えを当事者の特約によって排除することを制限する趣旨である。

(2) 預貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力 (466 条の 5)、

改正法 466 条の 5 は、預貯金債権に譲渡制限が付された場合、第三債務者は、悪意又は重過失の譲受人その他の第三者に対抗できるとし、差押債権者に対しては同 1 項を適用しないとした。

意義⁽²⁸⁾：預貯金債権の譲渡禁止特約について判例・実務の現状に基づき別扱いしたものであるとされている。差押債権者が悪意・重過失の譲受人の債権者である場合には、第三債務者は、制限譲渡特約違反であることをもって譲受人に対抗でき、その差押債権者にも対抗できる。

(3) 将来債権の譲渡性 (466 条の 6)、

まだ発生していない将来債権も譲渡できること、発生したときは当然に譲受人に帰属することを規定した。

意義⁽²⁹⁾：第 1 項及び第 2 項は、判例法理に基づき、将来債権の譲渡可能性、及びその効果を明文化したものである。第 3 項は、第三債務者に対する対抗要件具備前に譲渡制限特約が付されたときは、その効力を譲受人にも対抗することができるとして、第三債務者の期待を保護するのが適切であることから設けられたものである。

(4) 債権の譲渡の対抗要件 (467 条)

(27) 『潮見』153 頁、『一問一答』159 頁、170 頁参照。

(28) 『潮見』154 頁、『一問一答』159 頁、172 頁参照。

(29) 『潮見』156 頁、『一問一答』159 頁、174 頁参照。

基本的には改正前と変更はない。解釈上の問題としては、譲渡通知の内容、移転するか移転しないか、第三債務者の特定が必要か、診療報酬債権と一般の指名債権の差異、第三債務者の弁済について善意無過失の要否などが残されている。

(5) 債務者の抗弁（468条）、

改正法 468 条は、債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して取得した抗弁権を譲受人に対しても対抗できる旨規定した。また、譲渡制限の付いた債権が譲渡された場合において譲受人が悪意・重過失であるときの対抗可能な抗弁の基準時、同様の場合において破産手続開始決定があったときの供託請求権について対抗可能な譲受人の抗弁の基準時について規定している。

意義⁽³⁰⁾：債権譲渡は譲渡人と譲受人の合意によって行われるが、第三債務者の抗弁権は放棄していない限り、譲受人に移転することになる。第三債務者に抗弁権があることを知っている悪意の譲受人にたいしては抗弁権の切断による保護を必要としないとの趣旨から、異議を留めない承諾の制度は廃止された。

(6) 債権譲渡と相殺権（469条）

改正法 469 条は、第三債務者は、債権譲渡の対抗要件具備時より前に取得した反対債権をもって相殺を対抗できると定めている。さらに、第三債務者は、債権の対抗要件を具備するより前の原因に基づいて生じた債権、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権をもって相殺を対抗できると規定した。

意義⁽³¹⁾：債権譲渡と法定相殺の優劣について、法定相殺の無制限説を採用したことを明らかにしている。さらに債権譲渡の対抗要件具備時よりも前に反対債権発生の原因が生じていたときや対抗要件の具備より後の原因であっ

(30) 『潮見』159頁、『一問一答』159頁、177頁参照。

(31) 『潮見』160頁、『一問一答』159頁、179頁、181頁参照。

でもその債権が譲渡された債権の発生原因に基づいて生じたときは、相殺できるとして、従来よりも相殺の可能範囲を拡張している。

2 改正法の課題

(1) 将来債権の譲渡性 (466 条の 6) ⁽³²⁾

① 広範な債権関係の拘束

リース債権、売掛代金・割賦払い債権、賃料債権等について、既発生分から未発生分まで集合的・流動的・継続的に発生する債権を一括して一定の期間担保するために譲渡することになる。ここでは極度額の定めも期間の定めもない。不当に長期間拘束され、一方的に不利益を与える場合には、優先的地位の利用や暴行行為などで公序良俗違反となりうる。今後、具体的な検討が必要である。

② 内容の通知—譲渡か、譲渡担保か、その対抗要件としての公示

債権譲渡担保は、債権譲渡の方式を採用する。譲渡人から第三債務者に対する通知の内容が、譲渡担保設定の通知の場合、何時から譲受人＝債権者に移転するか不明となる場合がある。通知を受けた第三債務者にとっては、内容が不明確な通知は対抗要件として相応しくない。債権質の内容は法定されているので、債権質設定の通知のみで債権の帰属や効力に疑いはない。譲渡担保の通知で、第三債務者に明確かどうかである。譲受人になるかもしれない第三者から問い合わせたり、これに対応するという実務は、系列会社などの特別な関係でない限り、行われることはないし、対応する義務もない。このような表示を、譲渡か担保権かの設定の優劣を決する対抗要件とすることには疑問が残る。

③ 民法上の債権譲渡における債務者 (第三債務者) の特定

(32) 近江・前掲書 338 頁、道垣内・前掲書 353 頁、『潮見』155 頁、『一問一答』174 頁、『鎌田ほか・重要論点』105 頁、松尾・前掲書 122 頁、127 頁等参照。

動産・債権譲渡特例法2条（2004年）は、第三債務者不特定で当該目的債権の債務者に対抗できないにもかかわらず第三者対抗力を付与する。後に第三債務者が特定したときに登記事項証明書を添付した通知を行うことによって、第三債務者にも対抗できるとする。従来之物に対する対抗関係と債権に対する対抗関係の差異を無視するものであり、資産流動化・証券化における倒産隔離等のための強引な法改正ではなかろうか。その異質性は、債権質制度を見れば明らかである。

④譲渡人や第三債務者が交替した場合の対抗要件の効力

長期間の継続債権を5年間分譲渡し、対抗要件を備えた2年後に第三債務者や譲渡人が交替した場合、前の債権当事者における対抗要件は、交替後の賃貸借契約から生じた賃料債権に及ぶか。住居は同じでも新たな入居者と締結した賃貸借契約から生じた賃料債権は、前の当事者が締結した賃貸借契約とは原因が異なるから、新たな原因によって発生する賃料債権には、債務引受け等がない限り、交替後の賃料債権には及ばない。

⑤他の担保制度との競合

債権譲渡担保と債権質の優劣、賃料をめぐる物上代位との関係 債権譲渡担保と相殺との関係 代理受領と債権譲渡担保の整合性などが問題となり得る。目的が同じ担保であるというのみでは、個別的な効力の際やその場合の優先基準（優先劣後関係）が明らかにならない。また担保構造が充実しているのに、そうではない担保に劣後するのは合理的でない。

(2) 債権の譲渡の対抗要件（467条）⁽³³⁾

民法上、通知・承諾を対抗要件とすることは、基本的に改正前と変更はない。

①債権譲渡担保を行う場合に債権譲渡の対抗要件との関係、すなわち債務者対抗要件と第三者対抗要件の関係、債権譲渡か債権譲渡担保かの通知・承諾の内容などが明確にされなければならない。

(33) 近江・前掲書 347 頁、道垣内・前掲書 357 頁、『潮見』158 頁、松尾・前掲書 131 頁

②第三債務者の保護

供託による第三債務者への配慮が行われている。二重譲渡でも差押えでもない場合については、供託事由になっていない。また、第三債務者には、支払いにつき善意・無過失でなければならないか明確でない。改正法 478 条が適用される場合には、第三債務者の善意・無過失が必要である。譲受人からの第三者は悪意・重過失でなければ保護されるのとバランスがとれていないのではなかろうか。最近の資産流動化取引や特例法（2004 年）等における第三債務者は、譲渡には一切関わっていないのに過失でも保護されず、譲渡に関わっている者が重過失でなければ保護されることになる。

(3) 債権譲渡と相殺権⁽³⁴⁾

法定相殺の本来的機能である簡易決済機能・公平保持機能は、曖昧な担保的機能と入れ替わり、優先的回収を肯定するために、無視又は否定されている。債権譲渡担保も、一方では ABL や資産の流動化・証券化（倒産隔離機能）などで強化されているが、法定相殺や相殺予約との優劣においては、物的担保としての機能が後退し、その効力ないし優先基準が不明確になっている。担保構造がより充実している債権質や債権譲渡担保よりも債権的権利であり期待権である相殺が優先する結論となっている⁽³⁵⁾。

V おわりに

本稿の債権譲渡担保に関する考察は、その一部を整理したのみで十分ではない。今後の補充が必要であるが、以下の点を、指摘して今後の課題とさせていただきます。

第 1 に、債権譲渡担保は、債権譲渡担保権であることと債権譲渡であるこ

(34) 『潮見』160 頁、『一問一答』179 頁、『鎌田ほか・重要論点』177 頁など参照。

(35) 鳥谷部・前掲法律時報 56 卷 12 号、57 卷 1 号『非典型担保の法理』177 頁、198 頁、245 頁所収、同・前掲『社会の発展と民法学〔下巻〕』269 頁、276 頁、281 頁等参照。

とどのように両立しうるのでしょうか。弁済期を基準とする場合、弁済期前は債権が移転しない担保権であり、弁済期後は債権が移転した債権譲渡であるとします。弁済期前は、担保権としての対抗要件を備えているのでしょうか。移転していない担保権を移転したという公示で対抗力を認めるという物権法理は承認されていないと考える。弁済期は第三債務者及び第三者にも不明で、債権を譲渡（移転）しましたという通知内容にも反することは、前述した。

第2に、多くの文献によると、担保的構成が通説的見解として紹介されている。しかし、その内容はきわめて曖昧である。担保権と実質面において同様の効力を付与すべきであるということであれば現在の全ての見解は担保的構成ということになろう。この担保的構成が一般的に用いられるようになってから、非典型担保は理論的に発展したのであるだろうか。両当事者の権利はどのように明確になったのか、それに見合う公示方法が用意されたのであるだろうか。当事者の担保の合意や各権利が当事者以外の第三者に対抗できるようになったのであるだろうか。第三債務者の保護は配慮されたのであるだろうか。

第3に、債権譲渡担保、相殺、代理受領などが特定の債権を目的として互いに競合した場合、担保的構成でありながら、担保内容での比較ではなく、民法上の純粹の債権譲渡、相殺、代理受領（委任による代理権）の優劣を論じているのみで、担保としての効力を論じていないように思われる。又は単に当事者間のみの特約の債権的効力を論じているようにも思われる。

第4に、非典型担保の方法論にも関わるが、当初、債権譲渡担保、相殺、代理受領のいずれについても、時期を異にするが、債権質類似の契約説と見ればよいとする見解がそれぞれ有力に主張された。一定の方向性を示すという意味では、示唆的である。しかし、結果的に裁判例は、それぞれについて債権質とは異なる効力を与えている。したがって、単に債権質に準じて考えるのではなく、それぞれの担保としての内容（担保構造）を明らかにし、それに応じた効力を導いていくべきである。